

平成 2 8 年

亀山市教育委員会第 5 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第5回臨時会会議録

1. 日 時

平成28年8月10日（水）15時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 第3委員会室

3. 出席委員

1番委員 教育長職務代理者（以下職務代理という。）

井 上 恭 司

2番委員 大 萱 宗 靖

3番委員 宮 村 由 久

4番委員 太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育次長

大 澤 哲 也

教育総務室長（以下総務室長という。）

原 田 和 伸

学校教育室長（以下学校室長という。）

中 原 博

教育研究室長（以下研究室長という。）

伊 達 弘

生涯学習室長（以下生涯室長という。）

亀 山 隆

図書館長

井 上 香代子

教育総務室主幹（書記）

木 崎 保 光

6. 会議録署名者指名

2番委員（大 萱 宗 靖 委員）

3番委員（宮 村 由 久 委員）

7. 議事

- 職務代理 議案第24号「平成28年9月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育次長 平成28年9月亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別紙のとおり策定するについて、委員会の議決を求めます。
(事務局により教育行政現況報告を朗読する。)
- 職務代理 議案第24号について、質問を求める。
太田委員 まず1点目で2ページの2行目について、「連携を図りながら」と「情報共有を図って」と同じ言葉が続くのはどうか。2点目で2ページの18行目の「受講者の拡大」とあるが、生活困窮者自立支援事業は、対象者がある程度限定されると解釈しているが、受講者をどこまで拡大するのか。3点目で3ページの7行目の「学力向上」の「学力」と「確かな学力」との違いはあるのか。それと「土曜授業」についての記載はないのか。土曜授業が有効に使われていることの記載があってもいいのではと思う。
- 学校室長 2ページの2行目については、「情報共有に努めて」に修正をお願いします。2点目の「受講者の拡大」についてですが、対象者は就学援助を受給されている家庭を中心に募集をしています。その約100名の対象者のうち、参加しているものが40名程です。まだ、半分に満たないので、そういったことから拡大としていますが、参加促進を図るということですので、表現を改めます。
- 研究室長 ご指摘いただきました「確かな学力の向上」の記載が1ページにあります。確かな学力は、知識、技能の獲得のみならず、活用力、応用力、判断力、表現力も含めた確かな学力、更には健やかな体とか、豊かな心を含めて生きる力と言っていますが、生きる力のひとつの要素として、活用力を含めた確かな学力、それと世間で使ういわゆる学力、一般の言葉としての学力でございます。意味合いとしては、その違いがあります。3ページの「学力向上」の表記については、現況報告の中に提案する領域として、これまでも「学力向上につきましては」という件で使用していますので、ここにはこのように表記しています。学力向上の中の一部として、確かな学力を身につけるといいますので、ここは「学力向上につきましては」という表記でお願いしたい。ただ、

1 ページ目の確かな学力については、「獲得」なのか「向上」なのか、表記を検討させていただきたい。

職務代理

この場合の3ページの学力向上については、ある意味狭義なものであり、確かな学力という壮大なものの一部という意味合いですね。質問のあった3点についてよろしいですか。

太田委員

わかりました。

職務代理

次に土曜授業の記載がない件について、お願いします。

研究室長

土曜授業については、亀山市学力向上推進計画の中に、平成29年度までに年7回の土曜授業を実施するというのが、一つの取組として記載があります。これについては、賛否を含め、成果については、両面の声があります。教育委員会としては、土曜授業がどれだけ学力向上に結び付いているかという量的や質的な検証が数値として得られないという部分があります。もちろん土曜授業によって、授業時間は一定増加しているので、成果がないとは思っていませんが、議会に現在取り組んでいる内容の進捗を報告するには、表現上難しい部分があり、記載していません。

職務代理

まだ、検証中で評価が定まっていないという側面があるということですね。太田委員、よろしいですか。

太田委員

わかりました。すみませんがもう1点、4ページの図書館について、「また、読書をする際の…」からの3行ですが、限定されすぎていて、ここまで記載するのかという印象を受けた。

職務代理

少し詳細すぎるということで、図書館長お願いします。

図書館長

おっしゃるとおり少し細かいと思いますが、図書館として何をPRしていくのかというと、細かなところからつなげていくのが大事かなと思っています。今までは、いろいろなキャッチフレーズを交えてPRをしてきましたが、一歩進んだ形でこういう取組もしていることを記載させていただきました。図書館として頑張っていることを示したいという思いがあります。

職務代理

館長の熱い思いがあるということで、そのまま記載しますか。

教育次長

前半部分と段落を分けて2つにしていますので、1つにして圧縮して修正したいと思います。

職務代理

では、削除ではなく圧縮ということで、検討してください。

宮村委員

4ページの最後の行の図書館の整備のところで「亀山駅周辺への移転も含めて」というフレーズですが、私はこの図書館の整備

の議論の経緯をよく知らないので、この言葉を入れるのが適切かどうか判断に苦しむ。後ほど、図書館の在り方について、協議があるようですので、それをお聞きしたい。

職務代理　　そういうこともあるので、協議会で時間をかけ充分協議したい。今日、結論はでないかもしれない。

大萱委員　　学力向上について、改善も見られているということで、「全国学力学習状況調査の結果も明らかにする」というようなことも記載がある。例年、これはどこまで公表しているのか。

研究室長　　全国学力学習状況調査の結果公表については、平成26年度から亀山市教育委員会のホームページに結果考察を含めて、公表しています。公表内容としましては、実施教科の各領域別の平均正答率を亀山市平均を県平均、全国平均と共に示しています。それと、問題ごとの弱み、強みといいますか正答率で特に特徴があったものについて考察を加えて表記しています。あと、生活習慣等の調査があり、その中から課題としてあげられるものを公開しています。時期については、ここ2、3年は8月25日がプレス発表の時期となっています。それを分析し、昨年度は10月の中旬にはホームページに掲載したと記憶しています。次回の臨時会でお時間をいただこうと思いますが、教育委員の皆様には次回協議会の場で速報値としてお知らせできるかと思っています。

職務代理　　速報や公表の内容については、次回に示すということですね。

大萱委員　　ということは、各学校別では発表しないということですね。「学校・家庭・地域が一体となった学力向上への取組を進めてまいります」とあるので、今年度は、違う発表をするのかということも感じたのと、改善を見られたということで結果のほうも大丈夫ですよ。

研究室長　　結果については、25日頃のプレス発表になりますが、委員の皆様には、少し早くお伝えできると思います。学校ごとの発表につきましては、26年度、27年度につきましては、学校ごとの数値公表はしていませんし、本年度も同様に考えています。これは、亀山市の特徴ではありますが、極めて小規模な学校がありますので、学校別の数値公表は、個人の特定等につながることもあり、行っていません。各学校からの発信する公表の中に、規模や内容に合わせ、一定の数値とともに、状況を文書表現で地域の

方々に発信していますので、それをもって地域の方々と共有していただくとしています。

職務代理 図書館の部分については、内容的な部分の変更も想像されるし、ご指摘の部分については、修正をさせていただきます。
(ほかに質問はなく、議案第24号は可決される。)

職務代理 議案第25号「「亀山市学校教育ビジョン」の方向性(骨子:案)について」を上程し、事務局の説明を求める。

(提案理由説明)

(教育研究室長詳細説明)

太田委員 文章間の点がコロンになっているので、訂正いただきたい。

大萱委員 数字が全角と半角が混ざっているので、統一いただきたい。

宮村委員 基本理念、基本目標があり、あとに施策がくると思うが、亀山ならではの施策の展開はあるのか。あれば、教えていただきたい。それと評価については、記述しなくていいのか。

研究室長 生涯学習計画と比較すると、基本目標と記載させていただいていますが、教育に関する基本方針を示すものですので、学校教育ビジョンにつきましては、このまま基本施策と読み替えていただいても、この後、施策を進める各事業がここに入ってまいりますので、大きな違いではなかろうかと思っています。従前から学校教育ビジョンにおきましては、基本目標というふうに使っております。実際のところ、策定委員会としては、基本目標5項目を受け、それぞれの事業についても考えてはいるのですが、まだ、現状はここまでということに留まっています。2つ目にご質問いただきました進捗に関わっての成果指標やどのように進めていくかというような計画については、この後の基本目標に沿ったそれぞれの方針等を定めたいうえで、基本目標ごとに総じた指標を作成しようと考えているところです。この後、基本方針、基本施策、各事業が定まってからでないと定められないというのが今の実状です。

宮村委員 結構です。

職務代理 今のご指摘にもあったが、学校教育ビジョンと生涯学習計画で言葉の違いがあるので、どうするのか。学校教育ビジョンは、「基本理念」「基本目標」、生涯学習計画は、「基本理念」「基

本目標」「基本施策」と並んでいますが、この点はどうか。

宮村委員

この2つの計画は、並行する対等な計画で計画期間も同じで、教育基本法第17条による基本計画という位置付けにどちらもなっているわけですから、その辺りは、市民の目線でいけば、同じようにする方がいいのではないかと思います。次のところには、実践計画という言葉もあります。学校教育ビジョンと生涯学習計画では、熟度が違うのかという印象も市民目線で見れば見れないこともない。そういう誤解を防ぐ意味からも並行的に考えた方がいいのかと思う。

職務代理

生涯学習計画の説明が終わってから、今の問題は整理したいと思います。

職務代理

続いて、議案第26号「「亀山市生涯学習計画」の方向性（骨子：案）について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長

（提案理由説明）

（生涯学習室長詳細説明）

職務代理

学校教育ビジョンも生涯学習計画も教育委員会が示す計画ですので、整合を諮っていければ、それに越したことはないかと思います。ただ、文言をそろえる等含めて、無理があるということであれば話は変わりますが。整合の部分は別として、中身について、ご質疑ありますか。

宮村委員

確認ですが、いつでも、どこでも、誰もが、生まれてから死ぬまで、学びの機会を創るとというのが生涯学習であると思いますが、この生涯学習計画の中に、生涯スポーツや文化という部分は入ってこないのか。前回の生涯学習計画の中には、スポーツ施設の充実という部分もあったかと思うが、そういう部分はどのような整理になっているのかというのが1点と、具体的な施策の中での議論になるかと思うが、三重国体とか障害者スポーツ大会が平成33年度に開催されるので、それに向かって取り組んで裾野を広げて、生涯スポーツが充実していくという部分の議論の部分が、生涯学習計画の中でされているのかお聞きしたい。

生涯学習

生涯学習の概念の中には、文化振興やスポーツ振興というものも包括されるものであろうと認識していますが、文化振興につきましては、市民文化部文化振興局で文化振興ビジョンを策定して

いただいていますので、それとの整合を主眼にしています。スポーツにつきましても、スポーツ振興計画を文化振興局で策定していただいています。ですので、そこと密接な関係を持って進めていくことになるかと思えます。ご指摘のありました国体を含めた取組につきましては、スポーツ振興計画の中で具体的な施策として進めていただくこととなります。生涯学習室では、それが縦割りにならないように、全体の学びというものを機軸につなげていくという役割を果たしていくのかと思えます。直接的な文言としては、生涯学習計画の中には、記載をされていません。

宮村委員 整理としては、組織としてそうなのでしょうけど、市民にとっては、生涯学習も生涯スポーツも一体なんだと思う。分りにくいと感じる。総合的に牽引していく部署も必要なのではないかという気がした。

生涯室長 縦割りにならないように、生涯学習の中で学びというものを軸につないでいく、地域づくりを進めていく実践計画であると、いわゆる引っ張っていく役割を生涯学習計画の中では、果たしていきたいと考えています。

職務代理 あと評価検証の部分はどうなるのかという指摘があるし、総合計画や他の計画との整合性はどうなっているのかという部分、それと学校教育ビジョンと生涯学習計画の構成の違いの部分、このあたりについて、見解はありますか。まず評価検証についてどうですか。

教育次長 この9月議会に資料として提出するものは、あくまで骨子ですので、この計画期間と対象までで整理をさせていただければと思っています。この先の評価検証の部分、推進体制等につきましては、中間案なり、また素案の段階になって、随時まとまった段階でご確認いただくということでご理解いただければと思っています。

職務代理 検証評価については、教育次長の説明のとおりでご理解いただきたいと思えます。次に他の計画との整合性についてですが、生涯学習計画には、第2次総合計画と整合させるためという文言がある。学校教育ビジョンにはそういった文言がない。さらにはまだできていないが教育大綱がある。それらとの関係をどう記載していくのか、記載しないのか、という点について確認をしていき

たい。

教育次長 まず1点目については、学校教育ビジョンにも「第2次総合計画と整合させるため」という文言を追加し、整合させます。次に教育大綱の部分ですが、これにつきましては、総合教育会議の開催も含めて、市長部局と調整もしていますが、当然、学校教育ビジョン、生涯学習計画、文化振興ビジョンのこの3点が教育大綱と連携し、整合していくという形で現在計画策定に向けて、調整をしている段階です。

職務代理 総合計画の部分については、学校教育ビジョンにも記載することになるのか。教育大綱についても記載をしたいが、総合教育会議は、今年度は開催されていないので、教育大綱はできていないのが実態である。次に、計画の構成についてはどうか。

教育次長 まず、学校教育ビジョンにつきましては、「めざす子どもの姿」が一番頭にあります。それを素に基本理念、基本目標という整理になっています。生涯学習計画につきましては、基本理念、基本目標、基本施策の3つでお示しできるところまでまとまっています。学校教育ビジョンの基本目標の下にぶらさがる部分については、策定委員会でもこれから議論となりますので、もし、体裁を合わせるのであれば、基本目標の下に基本施策で未確定とか、現在検討中とか、そういう表現しかできないのかと思います。

職務代理 まだ、方向性、骨子を示す段階ですね。別々の冊子になるので、別々に見ていれば気付かない問題ですが、並べてみると、一つは基本理念の下に基本目標、もう一つは基本理念の下に基本目標があって基本施策がある。体裁が悪いといえば悪い。

宮村委員 これが役所の中の計画であればいいが、前回の時には、市の広報で計画の概要版が各戸配布されている。各戸配布ということは、市民の皆さんに見てくださいということ。そういう意味では、市民が見て分かりにくいのは、いかがなものかと思う。ましてや教育基本法第17条による基本計画であるということであれば、統一をした方がいいのではと思う。ただ、学校教育ビジョンで「めざす子どもの姿」を出したいというのであれば、これはこれでサブタイトルとして出すなど、工夫していただいた方がいいのかと思う。

職務代理 他にご意見ありますか。

大萱委員 これは、第2次総合計画に掲載されるのですか。

教育次長 計画の構成の個々につきましては、そのまま掲載されるということはありません。

大萱委員 今日、議決を求める議案だと思うのですが、時間をかけないと改善できない意見がたくさんあったと思うのですが。

職務代理 それは、右ページの計画の構成の部分のことですね。

研究室長 基本目標とはしていますが、現行の学校教育ビジョンも基本施策という言葉は記載がありません。というのは、行政施策に重点をおいて作成していません。学校教育における教育の基本方針を作ったものですので、ビジョンという言葉も使わせていただいています。例えば基本目標1「豊かな地域資源を活かした教育の創造」が目標の表記なのかといえ、動詞にあたる部分が「創造」と体言止めですし、これはおそらく教育の創造を作り出す施策がこの下に並ぶわけです。この施策を基本施策と表現するのが適切であるならば、基本施策と表記を変更してもビジョンの中身は何も変わることはないと思っております。「めざす子どもの姿」が生涯学習計画という基本目標と同じ表記だと思っております。

「「学び」の成果が生かされ一人一人が輝く亀山市」というのに照らし合わせて、亀山の子どもたちが、「めざす子どもの姿」ですので、この「めざす子どもの姿」が基本目標です。それを目指すために基本理念があり、打つ手が基本施策でありましたら「めざす子どもの姿」の横に（基本目標）と入れさせていただき、基本理念があつて、基本施策という言葉に基本目標の5項目をさせていただくことが可能かと思います。それでも生涯学習計画と理念と目標の順番が違いますが、学校教育ビジョンとしては、「めざす子どもの姿」を上にならせていただきたい。

職務代理 いかがですか。ただ、これも策定委員会で充分議論をしてきています。生涯学習計画も同様です。この部分について変更するととなると、また時間をかけて議論していただくことになる。となるとそれぞれのビジョン、計画の個性ということで収束できないか。

宮村委員 この計画の構成について、それが2つの計画の個性だということ、それはそれで議論の経過を踏まえればいいのかと思うが、左

ページの骨子の計画の位置づけについては、少なくとも2つの計画は、教育基本法第17条による基本計画で、一緒の計画なのだとすることを色濃く記載するとか、言葉を考えられないか。学校教育ビジョンでは記載される言葉は基本計画であって、その下には、教育の取組の指針という言葉がある。生涯学習計画については、地域創生の実践計画とある。実践計画というものはどういうものなのか。実施計画なのかよく分からないが、その下に基本計画の記載がある。この実践計画を他の言葉に変更できないか、指針とかできないかと考える。この左側のページの骨子の中で2つの計画は、同じ計画であると表せないか。

職務代理

2点あったと思うが、教育基本法の絡みでそこまで記述していくのかどうかと、実践計画という言葉がこの場所に置いてあることが適当なのかどうか。あるいは、もっと適当な文言がないのかどうかという点ですが、いかがですか。

教育次長

まず、1点目の教育基本法の関係ですが、これについては、整合させる形で整理させていただきたい。もう1点の実践計画については、置き換えることができないかということですが、生涯学習室長から答えさせていただきます。

生涯室長

言葉の使い方、実施計画と実践計画のどこがどう違うのかということになりますが、今回の生涯学習計画の1番の変更点というのは、従来の個々の学び、一人一人の学びをどうしていくのかということをはっきり打ち出したところにあると思います。今までの学びというのは、いつでも、どこでも、誰でも、学べるということがスタートだと思っています。これを踏まえて、個々の学びの成果をどう地域社会に生かしていくのか、そして地域社会で自分が活躍できることが自分の生きがいにもつながるという考え方へ広げた生涯学習計画でありたいと考えています。地域で役立つというのは、地域づくり、まちづくりにつながっていくのだろうと考えています。第2次総合計画も絡んでくるが、例えば、福祉であったり、環境であったり、都市空間であったり、郷土スポーツや文化といった非常に多様性を持つものだと考えています。ですので、それぞれの事業に関係する施策展開については、個別の分野で行っていただくことになると考えています。生涯学習計画自体が地域まちづくり計画の実施計画にならないだろうかと考

えています。地域創生、まちづくりをより実行的に進めるためにその軸になるものが、生涯学習計画であってほしいと思っています。そういう意味では、地域創生の実践というものを進める計画になるのかと思っていますので、敢えて実践計画という言葉を使わせていただいています。そういう意味では、同じ教育基本法に基づく亀山市の教育の振興に関する教育の基本施策という部分もあるが、計画の求めるところ、計画の展開の在り方というものは、学校教育ビジョンとイコールの形にはならないのかと思っています。ですので、個別計画の個性という形の部分でピタリ同じ組み立て方が難しいと思っています。

職務代理 指摘の部分については、修正をしていただくということで、お願いします。現況報告についてもそうですが、事務局は修正をしなければいけません。先程からの意見を謙虚に受け止め、検討を加えて、修正をお願いします。

(異議はなく、議案第25号及び議案第26号は可決される。)

8. その他

事務局 次回の臨時会は、8月18日の9時30分から第3委員会室で開催します。

9. 閉会

16時50分